

寿都湾

◎ 議会だより

No. 183 令和元年11月
発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

令和元年 第3回定例会

令和元年第3回定例会は、9月18日招集され、報告2件、同意案1件、意見案4件、単行議案1件、補

は、前年比20.5%の減の57.8%で、ともに早期健全化基準を下回っております。
資金不足比率は3特別会計（簡易水道・公共下水道・風力発電）とも、資金の不足はありません。

審議した案件

報告

◆平成30年度寿都町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成30年度の財政状況について監査委員の意見を付して議会に報告するもので、実質赤字比率及び連結

実質赤字比率はそれぞれ赤字の状況にあります。

実質公債費比率（一般会計の公債費、公営企業会計への繰出金の公債費相当額などが標準財政規模に占める割合）は、前年同率の13.6%で、将来負担比率（一般会計が将来に向けて負担する地方債残高や債務の標準財政規模に占める割合）

株式会社寿都振興公社 第31期経営状況報告

振興公社全体運営に係る経常利益は、395万円の決算額となっておりませんが、ニセコアンテナショップの経営状況は、原価率や人件費等の経費のウエイトが高く、コストバランスの改善とともに健全経営に向けた取組みが急がれます。

ゆべつのゆにつきましては、平成30年度の入館者数は、12万250人で、前年度よ



10月21日に第5回臨時議会（初議会）が開催されました。

り1万4千598人の増となっております。

要因としましては、事業報告書の記載のとおり黒松内温泉の改修工事により休業期間において、ゆべつゆべつを利用される方が増えたこと、加えて行楽期における観光客の利用が増加の要因となっております。

売店売上げにつきまして、2千678万7千円で前年対比、191万7千円の増、入館料等収入につきまして、4千415万8千円で前年対比383万1千円の増であり、これは入館料増によるものであります。

そば処鯨御殿の売上げにつきましては、72万1千円、アンテナショップにつきましては、レストランが6千470万9千円、鮮魚店が2千898万6千円、合わせて9千369万5千円となっております。

振興公社全体の決算状況については、温泉・そば処鯨御殿・アンテナショップの売上げ及び受託料収入などで、1億9千347万3千円の純売上げとなり、温泉での雑収入や地域おこし協力隊に係る人件費の営業外収益1千980万3千円を合わせると、2億1千327万6千円の収入合計となります。

支出では仕入れが6千600万7千円、販売費及び一般管理費が1億4千331万6千円となり、合計2億932万3千円となります。

収入2億1千327万6千円から支出2億932万3千円を差し引いた、395万3千円が経常利益となり、当期利益を前期繰越損失に充て、9万8千円が次期繰越利益となります。

令和元年度の事業計画においては、温泉運営については、引き続き利用者の拡大と健全運営、そば処については来期に向け体制の再構築を図ることとしており、アンテナショップについては、課題も多いたるところであり、民間ノウハウの活用など業務運営の改善と健全経営の確立など、来期以降を見据えた持続可能な運営の再構築を図ることとしております。

寿都振興公社が関わる各分野については、適正な管理・運営を担うための環境づくりを町としましても連携協力し、また、関係団体との調整を図り、健全な運営体制に努めてまいりたいと考えております。

人事案件

◆副町長の任命の同意

・田中 司 氏（新栄町）の任命に同意いたしました。

意見案

◆林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書・・・
（賛成7：反対0）

◆プラごみ対策の市町村への押し付けをやめ、ごみを出さないシステム確立を求める意見書・・・
（賛成7：反対0）

◆令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）の撤回と、同センターの廃止を求める意見書・・・
（賛成4：反対3）

◆マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書・・・
（賛成7：反対0）

条例の改正

◆寿都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例・・・
住民基本台帳法施行令の改正に伴い、印鑑登録証明書にも旧氏併記を行えるよう、所要の改正をするものです。

◆寿都町立寿都保育園条例の一部を改正する条例・・・
子ども・子育て支援法等の一部改正により、幼児教育・保育が無償化されることに伴い、本町における保育料の規定を改正するものです。

◆寿都町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例・・・
災害弔慰金の支給等に関する法令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けに関する規定等を改正するものです。

◆寿都町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例・・・
消費税法改正による消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、占用料について改正が生じることか

ら、条文の文言整理を行うものです。

◆寿都町普通河川管理条例の一部を改正する条例・・・
消費税法改正による消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、占用料等について改正が生じることから、条文の文言整理を行うものです。

単行議案

◆寿都町風力発電保守点検業務委託契約の変更・・・
消費税法の改正により消費税率及び地方消費税率の引上げが生じることから、変更後の契約金額が、8千800万円となり、160万円の増額となることから、設計変更の請負契約を締結するものです。

・契約の金額
8千640万円↓8千800万円
・契約の相手方
茨城県日立市幸町3丁目2番2号
株式会社パワーソリューションズ
代表取締役 石井 義人

補正予算

◆令和元年度寿都町一般会計補正予算（第2号）・・・
予算総額に3千465万9千円を追加し、総額を54億1千311万6千円とするものです。

●補正の主なもの
・総務費（温泉施設給湯用配管改修工事ほか）
389万9千円増
・民生費（プレミアム商品券販売等業務委託ほか）
1千495万5千円増
・衛生費（下水道事業特別会計繰出金）
531万5千円増
・商工費（商工業振興事業補助金）
100万円増
・土木費（道の駅非常用電源整備工事ほか）
940万円増
・消防費（共通経費負担金）
5万1千円増
・教育費（教育振興基金積立金）
3万9千円増

◆令和元年度寿都町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）・・・
予算総額に808万6千円を追加し、総額を4億4千497万円とするものです。

●補正の主なもの
・諸支出金（国庫支出金等

過年度分返還金)

808万6千円増

◆令和元年度寿都町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)・・・原案可決
予算総額に87万円を追加し、総額を1億2千767万円とするものです。

●補正の主なもの
・総務費(ろ過地改修工事) 87万円増

◆令和元年度寿都町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)・・・原案可決
予算総額に604万5千円を追加し、総額を2億2千34万5千円とするものです。

●補正の主なもの
・施設費(浄化槽設置工事ほか) 604万5千円増

意見書可決 関係大臣等へ送付

第3回定例会では4件の意見書を可決し、関係省庁へ提出いたしました。なお、内容を要約して掲載いたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望いたします。

記

1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること

2 森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること

3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣
プラごみ対策の市町村への押し付けをやめ、ごみを出さないシステム確立を求める意見書

海洋プラスチックごみをはじめとするプラごみの生態系への影響が深刻化する中、その対策は、地球環境の将来を左右する重要課題です。

国連環境計画(UNEP)は2018年、プラごみの廃棄量が年間約3億トンに及ぶという推計を発表し、そのうち800万トン以上が海に流出しているといわれています。特に、5ミリ以下の「マイクロプラスチック」や、洗顔料、化粧品などに使用されている「マイクロビーズ」を魚や鳥、動物が飲み込み、人体への影響も危惧され、国際社会では、使い捨てプラ製品の製造・販売・流通の禁止に踏み込む流れが強まっています。

18年、カナダで開かれた主要7か国首脳会議(G7)でも大きな議題の一つとなり、「海洋プラスチック憲章」がまとめられ、英・仏・独・伊とカナダが署名しました。海のプラごみ量を減らすために、2030年ま

でにすべてのプラ製品を再利用可能なリサイクル可能なものにする、不必要な使い捨てプラ使用を大幅削減し代替品も環境への影響を考慮する、などを盛り込み、期限と数値、具体的対策を示したものです。ところが、日本と米国が署名をしなかったことに、産業界への配慮ではないかと批判が上がりました。

大阪での20か国・地域首脳会議(G20)では、2050年までに海洋プラごみによる新たな汚染をゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を採択しましたが、環境NGOから、達成期限が遅すぎることなど「不十分」と指摘されています。

日本は、1人当たりの使い捨てプラスチックの廃棄量が米国に次いで2番目に多く、年間900万トンのプラごみを排出し、約100万トン

を東南アジアに輸出しています。ところが輸出された大量のプラごみが、きちんと処理されず、環境や海洋汚染を引き起こしていることが明らかにになりました。バーゼル条約が改定され、汚れたプラごみは、国内処理が原則となり、東南アジアの諸国が輸入中止に

踏み出しています。中国も2017年末に輸入を禁止したため、日本国内の処理が追いつかず、プラごみが保管場所に山積みになったり、不法投棄されたりするケースが相次いでいます。特にプラごみの8割近くを占める産業廃棄物には対応しきれっていない状態です。安倍政権は「プラスチック資源循環戦略」を決定しましたが、生産者責任を曖昧にして、一般廃棄物を燃やす自治体の焼却施設で広域の産廃も燃やすことを押し付けようとしています。産廃プラを燃やすと焼却施設が高温になり、施設が傷みます。少しでも施設の寿命を延ばそうと努力している市町村にとつて、産廃プラごみの受け入れは現実的ではありません。ましてや、域外の産廃受け入れなど、住民の理解を得ることは困難です。

よって、国の責任において、生産の段階からプラごみ減量対策に取り組むことを強く求めます。

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、総務大臣

令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)の撤回と、同センターの廃止を求める意見書

日本原子力研究開発機構(以下、原子力機構)・幌延深地層研究センターは8月2日、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」を北海道と幌延町に提示し、令和2年度以降、第3期及び第4期中長期目標期間(令和3年度から令和10年度「2028年度」)を目

途に、深地層での地層処分技術の確立に向けた研究を進めることを申し入れました。

機構の提案は、延長といながらも、これまでの協定や合意からみても看過できない内容が含まれていません。

第1は、地層処分技術の確立が確認できない場合の埋め戻し工程を示すとの明記はなく、事実上研究終了期限を示さないものとなっています。深地層研究計画スタート時に、研究計画期間は、およそ20年としてきた道民との合意を全面的に反故にするものです。

第2は、高レベル放射性廃棄物の放射線量が、天然

ウラン鉱石の水準にまで低下するのには数万年ないし10万年もの長期間を要するとされ、その安全な処理・処分技術は世界的に未確立です。この20年余りの期間に、2011年の東日本大地震や北海道胆振東部地震など数々の地震が発生し、世界有数の地震列島、火山列島です。日本には、堅固で安定した地層や岩盤はないとする地質関係の有識者の見解や、一連の地震活動の知見が全く考慮されていません。

第3は、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示すという内容になっていることです。日本では、原子力機構が、岐阜県瑞浪市の東濃地科学センターと幌延深地層研究センターで深地層の研究を行ってきましたが、東濃地科学センターは、立地している岐阜県や瑞浪市、その周辺自治体などが、これ以上の研究続行には反対を表明し、今年4月に深地層研究施設の埋め戻しを決定、原子力機構も埋め戻し工程を公表しています。こうしたもとは、地層処分

の研究を進める唯一の場所である、幌延深地層研究

センターが、核のごみの処分場の最有力候補地として絞られることとなります。幌延深地層研究センターは、100万年前には海底であった場所とされ、塩分を含んだ水やメタンガスなどが発生しやすく、地質的にも崩れやすい泥質砂岩からなります。このような地層を核のごみの深地層処分場やその研究地に行っている国は、世界には例がありません。

今回の原子力機構・幌延深地層研究センターの終了期限も示さない研究計画の延長提案は、余りにも非科学的で無謀かつ無責任、到底認められません。

以上を踏まえ、政府等関係機関に、以下のことを強く要望いたします。

記

1 国・原子力研究開発機構等関係機関は、直ちに今回の「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」を撤回すること

2 機構・幌延深地層研究センターは、研究期間おおよそ20年間というスタート時点での約束を守り、速やかに廃止を決定し、閉鎖・撤去に踏み切ること

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、

文部科学大臣、経済産業大臣、日本原子力研究開発機構理事長

マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書

今年6月の金融庁の審議会報告書では、「高齢夫婦無職世帯」の収支が月5.5万円の赤字となり、公的年金だけでは老後30年で約2千万円不足する指摘。現在41歳以下の夫婦が将来受け取る年金は、さらに1千600万円減り、3千600万円足りなくなります。

同報告書では、公的年金で足りない分は、元本割れリスクもある投資制度や貯蓄による資産運用を勧めるという内容で、国民の大きな怒りと不安を呼び起こしました。

こうした試算は、政府が2004年に導入した、物価や賃金があがっても年金額を上げない仕組み、マクロ経済スライドが前提となつています。実際に19年度の年金額は、物価が1.0%増だったにもかかわらず、賃金の伸び0.6%増を基準にして調整率0.5%が差し引かれ、年金額は0.1%増にとどまりました。物価は1.0%増

なので、実質0.9%の削減となりました。

この仕組みが続けば、2040年代に基礎年金(国民年金)の給付額は、約7兆円も削減されると、政府は、閣議決定した質問主意書への答弁書で明確に認めています。

厚生労働省も6月18日の参院財政金融委員会、マクロ経済スライドについて、2043年には、基礎年金は今の給付水準よりも3割低下すると認めています。政府がいう「額そのものは下がらない」などという言い訳は通用しません。

食品や日用品が値上がりしても年金はほとんど上がりませんが、国民のくらしは苦しなるばかりです。いくら制度が安定しても、国民のくらしが減ってしまつては、公的年金の役割は果たせません。将来不安の増大から、内需も消費も冷え込ませるばかりです。

マクロ経済スライド廃止と、それに代わる年金改革案に今こそ踏み出すべきです。

高所得者優遇の保険料見直しでは、既に厚生労働省の審議会でも導入をめぐって議論されています。また、約20兆円に上る年金積立金

を、株価をつり上げるための資金として運用するのではなく、国民への年金給付のために計画的に取り崩すことや、年金の支え手である働く人の賃上げと正社員化で、年金保険料を増やして、年金財源を安定させることも検討課題とされるべきです。

年金支給額を減らすマクロ経済スライドは廃止して、「減らない年金」の実現に踏み出すことを強く求めるものです。

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

議会の傍聴はお気軽に

12月に定例議会が開かれます



日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。(TEL 62-2511)

ここが聞きたい

一般質問

第3回定例会での一般質問では2名の方から3項目について質問がありました。

越前谷由樹 議員

観光 ニセコアンテナショップ
「神楽」とそば処練御殿について



■質問

町内はもとより、後志管内、全道的にも注目されて出店したニセコアンテナショップ「神楽」でしたが、営業約2年半で今後赤字が見込まれるとして、来年2020年の4月から、民間に経営を委託することになりました。

このことについて町長は、議員には全員協議会等を通じて、経営状況をその都度明らかにしてまいりました。

本事業の経営に賛成した我々議員にも責任の一端はありますが、総額約2億円を超える事業費を投じて開業したアンテナショップ「神楽」が、2年半で町

の経営としては閉業せざるを得なくなった状況について、町長は、町民に説明しなければならぬと思えます。

そこで町長に次の点について伺います。

1 9月号の町広報に町民の方から、この事業に関する質問かどうか分かりませんが、商業施設に対する御意見がありました。ニセコアンテナショップ「神楽」の経営は町直接ではなく、町振興公社が行っておりませんが、民間に経営委託することとなった理由と今後の方針について、説明をお願いします。

また、経営委託の内容について、無償貸付けとなっているが、なぜ無償なのか

お聞きします。

2 「神楽」に勤めている従業員のこれからの処遇についてどうなるのかお聞きします。

3 そば処練御殿ですが、休業の理由と今後の方針をお聞きします。

そば店として営業するのか、そばとは別に新たな事業展開を考えているのか、お聞きします。

●町長

越前谷議員の御質問にお答えいたします。

1、2点目のニセコアンテナショップの関係についてですが、アンテナショップの展開については、本格的な人口減少時代が到来する中、その影響を最も受けるのは地域経済であり、切実な問題として捉えていかなければなりません。

こうした中、地域経済循環による活性化に向けた新たな仕組みづくりや可能性を追求するための手段として、交流人口を定住人口に

繋げていくことは政策課題であり、観光をツールとして活用していくことは、産業政策において重要な柱として捉えているところであります。

本町と1時間圏内にあるニセコ町は、国際リゾートエリアを圏域とし、多くの観光客が訪れており、観光マーケットとしての広域連携は、距離を超えた魅力と可能性を秘めております。

御承知のとおりアンテナショップは、観光による産業の振興を進める上での施策であり、地域資源の活用により様々な情報の発信とともに、新たな市場チャンネルの展開は、ブランド力の向上を図ると同時に、寿都町に観光客の送客を図るためのプラットフォームとしての役割・機能を強化することが事業の目的であります。

平成29年11月のオープンから、約2か年が経過しようとしておりますが、実質3年目の事業年度を迎える中、これまで多くの方々に利用していただいている一方、課題として経営収支は厳しい現実となつていくのが現状です。

概要を申し上げますと、平成30年度は約6万人の集客、売上げ状況につきましては9千369万5千円、経常利益は57万9千円となり、一定の成果が得られてはおりますが、町からの財政的関与がなければ、約1千700

万円の赤字決算となりま

す。本来、良い商品を提供し、高いサービスとおもてなしにより、支持されるお店になります。しかし、どんなに支持されていても結果、健全な経営が実現できなければ、持続的な運営は厳しい状況となります。

こうした厳しい現実には、運営をサポートする人材不足、また、人材教育への対応や原価率・人件費率のバランス管理など明確な戦略が打てなかつたことに大きな原因があり、運営及び経営の難しさを痛感しております。

町としては、立ち上げの3年間は経過措置による支援としながらも、4年目以降は、自立経営を目指すことを念頭に掲げておりまして、健全経営を図るには運営の大幅な見直しが必要であり、チャレンジをした

いと思つても現状では経営リスクが高く、厳しい現実を目の前に別の経営戦略を講じることと新たな可能性が期待できると判断したところであります。

何より重要であると考えております。

現在、協議を進めている企業は、道内でも有数の大手水産小売業として事業展開しており、営業実績は古く、札幌を中心に大手スーパーへの出店や水産物を主とした飲食業を幅広く経営し、高い信頼性を有しており、町が必要とする成果、会社としてのビジネス、利用される方への高いサービスの提供等を提案していただいております。多くの方に支持されるお店へと進化しております。

水産小売業・飲食業に精通している民間会社との連携にあつては、アンテナショップの当初の目的・理念・コンセプトを継承していただくことを前提とし、また、町との包括連携協定の中で地域振興に寄与することなどを念頭に合意形成する方針としております。

また、令和元年度は、経営改善を図りながら、寿都振興公社の運営を継続、実質令和2年度より民間会社に運営を移行することとし、施設の賃貸借契約につきましては、使用料を頂く形で、現在協議を進めております。

従業員への処遇につきましては、あくまでも個人の判断に委ねることになります。移籍を希望される方については、今後、会社側との面談により引き続きアンテナショップの運営に関わっていただければと考えております。

なお、二七コ観光圏では、ホテル建設などの観光を中心とした多くの投資が現在も行われております。

二七コ圏の交通インフラ整備にあたっては、北海道新幹線の倶知安駅の開業、さらには高速道路の延伸効果など、観光客の多くの足となり集客人口の拡大による効果が今後も予想されております。

寿都町においても、地域経済を持続可能なものとし、さらに経済発展を推進するために、企業誘致という側面からも連携強化を図り、地域活性化を引き続き追求してまいりたいと考えております。

3点目のそば処鯨御殿につきましては、日本の食文化として馴染み深いそばの魅力を表現するにふさわしい歴史性ある建物を活用し、食と観光をテーマに平成29年6月から営業を行ってまいりました。

2か年の営業から見えてきたものは、立地条件としては国道229号線沿いにある優位性は、利用者からのニーズやリピーターも多く、観光客をもてなすツールの一つとして、その役割は大きいものと感じております。

しかし、経営面での採算性や人材の問題など、営業再開に向けた課題も多く、今期については、体制が整わず営業を断念せざるを得ない状況となりました。

現在、来期の営業再開に向け、持続性と健全な運営体制、さらには提供メニューの検討を加え、体制を整えてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

■再質問

議員には、公設民営という中で二七コアンテナショップにつきましても、無償貸付けという中で聞いております。

この無償貸付けについて、特にお聞きします。

これからの公設民営というところで、民間に移った場合の神楽店のこれからのリニューアル大規模改修は、町負担と聞いております

が、無償貸付けして更にリニューアルまで、町がそこまで負担しなければならぬのか、お聞きします。

2点目ですが、これからの寿都町のPRも含めて民間に経営が移っても、現在の水産加工品や魚介類等の販売は継続されるのか、民間との約束は果たされるのか、これらについてですね。

要は町の活性化事業としての当初の目的、基本的な考え、先ほど町長がいわれました、目的・理念・コンセプトこれらの考えは続けられていくのか、またブラットホーム的な役割も続けられていくのか、お聞きします。

3点目ですが、無償貸付けについて5年の契約は、長いのではないかと。状況によつては1年更新という方法もあるのではないかと。この点、お聞きします。

次に、従業員の処遇についてですが、現在勤めていらっしゃる方には、寿都に希望を持って、また寿都のために頑張っている方が多いと思っております。

そういう方たちの夢というか、期待を一時的にも民間委託で損なってしまう訳

ですから、全員の雇用を町が責任をもって図るべきと思いますが、町長にお聞きします。

次に、そば処鯨御殿でございますが、町の文化遺産としての意味合いから、町の歴史建造物保存事業として総額約5億円の事業費が投じられています。

鯨御殿の周辺整備について、町の実質負担は約1割程度、たと思われませんが、これだけの事業費を掛けたにもかかわらず、そば屋も含めてその後の土蔵を利用した商業施設や、その他町の情報発信施設がオープンできないのはなぜなのか、このことは、町民からもよく声が上がっております。

歴史を生かした町の活性化事業としての展開が図られなくなっているのではないかと。これは町の大きな損失ではないのか。このことについて町長は、どう考えているのかお聞きします。

●町長

無償貸付けの件につきましては、先ほども答弁の中でお話させていただきましたけれども、当初は、これ赤字の部分をなんとかお引受けをしていただきたというところで、まずは本音は

ですね、テナント料を頂きたいという思いがありながらも、相手に対しましては議会でも最初に説明したとおり無償というお話は差し上げましたけれども、その後いろいろ展開を図っている中で、今は、最終決定金額が決まっておりますけれども、テナント料、使用料はお支払いしますという方向で話が煮詰まっております。また、その具体的な話が決まり次第、議会の方にお諮りしながら、この件については進めさせていただきたいというふうに思っています。

2点目の寿都町のPR、今までの当初の思惑どおりにアンテナショップが、継続できるのかというお話でありますけれども、おっしゃるとおりそれが目的で2億を超える投資をした訳ですから、その思いは継続をしておりますし、今、交渉している民間会社に対しても、その部分は、一番強く私の方からも要請をしているところでもありまして、相手の社長さん曰く、その受けた企業だけが、儲かれば良いという話じゃなく、やはり寿都町、また、勤めている従業員の皆さんが、三方良しの形でこれら

ら二七コを展開していきたいというふうにお話を聞いておりますので、しっかりとそこら辺はこれからも継続して、町の思いというものを継続していただきたというお話はさせていただきたいと思っております。



従業員に對しても相手の経営者の方には、実際問題として人件費がオーバードローしている、売上げの割りに人件費が高いということは、どこかで、全員が採用という形には現実ならないとは思いますが、やはり越前谷議員がおっしゃるとおり、寿都のアンテナショップに希望を持って、夢を持って働いてくれた従業員が大半でありますので、その継続についてもじっくりお話をし、近々、私と相手の民間の社長と席して従業員とその点についてもお話をさせていたたく日程になっておりますので、その点についても愛情を持って対応させていたたくと思っております。

鯨御殿については、非常に人材の部分で苦慮しているところがあります。

鯨御殿全体の文化の伝統をどういうふうに伝道していくか、これ全て人材に関わる話でありますので、若干時間は掛かっていますが、早くそういふ人材をしっかりと育成して、鯨御殿に常駐をして、来てくれた人方に寿都の歴史を案内していただけるような形にしていきたいと

思っておりますし、食の関係についても、確かにそばは美味しいそばを出していただいて、お客様からは頗る「美味しいそばだね」と誉められることが多かったんですが、如何せん親方日の丸的な形になってしまった、こういう言葉は使いたくはございませんけれども、経営が成り立って初めて美味しいそばっていうのも評価されることで、その点についても非常に経営的に勉強させられました中でも、来年度以降その経営も含めた中で、皆さんに御愛顧いただけるそばを中心にこれからも継続していきたい、今そういう人選を進めているところではありますので御理解をお願いしたいと思います。

テナント料の何年契約と云うのは、私やはり1年というの短すぎるんで、最低でも5年、そして、その後更新をしていく形が一番良いんじゃないかなと思っておりますので、まずは5年契約、後は、毎年更新継続していくという形がとられれば有り難いなというふうに思っております。

以上でございます。

■再々質問

最後の質問になります。町の政策といえますか、そういった点を町長にお聞きします。

町長がこれらの事業について熱意と町活性化を図るための新しい感覚で取り組まれたアンテナショップ「神楽」、またそば処鯨御殿について、私は良いとか悪いとかこの適否は問うつもりはございません。それ以上でございまして元々ある事業展開が図られることは、町にとつて大いに必要なことではないかと思えます。

しかし、こうした大きな事業等について町民への報告と言いますか、説明は常に必要であると思えます。

私たち議員は行われた事業、また、現在行っている事業に対するチェックは常にしていかなければなりません、こうした事業に対する町民への説明を町広報等を利用して明らかにすべきではないかと思えます。

これらのご意見について再度町長にお聞きします。

●町長

今、この町民への説明についてというのが非常に大事だということふうに私も認識してお

るんですが、町づくり懇談会年1回過去にやっています、5年くらいやらないで、また、久しぶりにやりましたけれども、ほとんど町民が集まっていただけない。その中でもやはり町民と行政とのコミュニケーションというものが、町づくり懇談会の中ではなかなか効果が出ない中で、広報に書いて町民に知らせる、これも一つの手立てとしては、よろしいかと思うんですけども、なかなか広報を読んでいただけない部分もある訳です。

そこで数年前にですね、議員報告会という形の中で、議会と町民との関わり、また、そこに行政も入り込んで、年に何回か町民と議会、行政が少しでも近づくという形ができれば、有り難いなというふうに思っておりますので、これから議会の方でも十分町民あつての寿都町でありますので、そこら辺の検討をさせていただきますながら、風通しの良い行政をこれからも継続していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1点、鯨御殿の関係で、これからの話なんですけど

も、今、高速道路が共和そして、俱知安の方に継続して進めておりますけれども、今、大型車両というものは運送の関係、全て229号線、共和から俱知安そして共和から岩内・寿都・黒松内・長万部これが相当の主要道路になっておりますので、その点からするとこの鯨御殿の辺りが、ちょうど

中間的な休憩的な場所も含めて、これから大いにその点についても、利用価値のある鯨御殿エリアになるんじゃないかなということ、これも開発局の方としっかりと協議をしながら、皆さんに利用していただくような、エリアづくりを考えております。

福祉 加齢性難聴者の補聴器購入 助成制度について



幸坂 順子 議員

■質問

寿都町議会では、6月の定例会で「高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度を求める意見書」を全会一致で可決しております。

れた国際アルツハイマー病会議で、「認知症の約35%は予防可能な九つの原因によつて起こると考えられますが、その中で難聴が最大の危険因子である」と発表されました。

少子高齢化が進み、国は高齢者の社会参加を奨励しており、定年延長や再雇用が進んでいます。そういう流れの中で、耳が聴こえない、聴こえにくいということとは大きな障害となりま

耳の老化は、30代から始まるそうですが、加齢性の難聴は、今のところ治療する方法はありません。

W H O 世界保健機構では、聴力が中程度の41デシベル以上を補聴器装着基準としております。難聴が進行してからでなく、なるべく早くから使用することが重要といわれています。

また、2017年に開か

日本の難聴者率は欧米と大差ないといわれておりま

すが、補聴器の使用率は欧米が30%から50%に対し、日本は14%と大変低い状態です。これは、欧米では難聴を医療のカテゴリーで捉え、補助制度がありますが、日本は障害者のカテゴリーで捉えているので、補助対象をほんの少数に絞り込んでいるからです。

しかし、難聴に早く対応することは、認知症や鬱病などへの進行を防ぐという意味で、医療費を抑える効果があります。

寿都町では、「認知症になりにくいまちづくり宣言」をしており、そのため「の取り組みもなされていきます。加齢性難聴についても対策が必要である」と思っています。

まず1点目に、国に先立ち、補聴器購入の補助を実施している自治体があります。寿都町でも補聴器購入者に補助制度を作つてはいかがでしょうか。

2点目に、町の検診に聴力検査を組み入れることはできないのでしょうか。

3点目、公共施設にヒヤリンググループの設置をしてはいかがでしょうか。

●町長

幸坂議員の御質問にお答えします。

加齢性難聴者の補聴器購入助成制度についてですが、加齢性難聴は年齢以外に特別な原因が無い難聴で、一般的に50歳頃から始まり、65歳を超えると急に増加するといわれており、頻度としては75歳以上になると7割以上といわれております。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度は、障害者総合支援法の補装具費支給制度に基づいて、聴覚機能障害者が対象となっております。この制度を利用した補聴器購入の自己負担額は、住民税非課税世帯の方は基準額内であれば負担は無く、課税の方は1割の負担となり、この補装具費支給制度は、国・道・町がそれぞれ公費負担により実施しているものであります。

現在、町内の身体障害者手帳保持者は、191人でその内、聴覚障害者9人、その内、3の方がこの制度を利用しての状況です。

1点目の補聴器購入者へ町単独の補助については、まず、現行の制度を

利用していただき、併せて国の公的補助制度の拡充等の動向を注視してまいりたいと存じます。

2点目の聴力検査の実施については、難聴は認知症発症に繋がる一つの要因とも考えられていることから、早期発見と対策は必要と考えており、町の検診において、可能な聴力検査の導入や、町内医療機関での相談体制を検討してまいります。

また、3点目のヒヤリンググループに関しては、この装置は、スピーカーから音を出す代わりに、磁界として音の信号を発生させるもので、この信号は補聴器や人工内耳で聴くことができ、直接耳に届くため難聴者の聴こえを支援するシステムとなっております。

利用に当たっては、信号を受ける機能が備わった補聴器等が必要のため、まずは医療機関等に相談していただき、適切な補聴器の利用について促していきたいと考えておりますが、公共施設への設置につきましては、当該補聴器の所有状況や需要動向を見定める必要があるため、今後の検討課題とさせていただきます。

いずれにいたしまして、「認知症になりにくいまちづくり宣言」をしており、認知機能の低下を防ぐための積極的な取り組みを推進していく中で、この加齢性難聴対策も一つの予防対策として、今後、医療機関等と連携しながら進めてまいります。

■再質問

補聴器の問題について、1点目は現状の制度を利用しているふうにおっしゃっておられました。

町の商店に聞きましたところ、補聴器の金額は、約3万から30万ということですが、なかなか本当に高く、欲しいと思ってもなかなかちよつと手が出ないという値段となっております。

寿都町の購入者は年間10人から20人いると聞いております。

障害者手帳を持たない高



齢者の補聴器購入に助成を実施している自治体は、今、全国で20以上あります。後志でも赤井川村が助成を始めるということになっております。是非、寿都町でも取り組んでいただきたいと思うところですが、

2点目の聴力検査導入をしていただくという方向なので、是非お願いしたいと思います。

41デシベル以上の方は補聴器を着けるといふふうに、WHOでもその方が望ましいといっておりますけれど、41デシベルというのは、時々ちよつと人の言うことが聴こえないとか、それから人の声によつて聴き取れない声があるついで、基本的には聴こえるんですけども、ちよつと聴き取りづらいという程度なんですよね。そのレベルを放っておくと認識できない音が増えていく、だからこの段階で補聴器を着けていくと信号が脳に送る回路ができるというんですか、あまり悪くなつてから補聴器を着けても、それがもう機能が回復しないということがあると聞いております。

だからそういう意味で、検診で耳の聴こえをちゃんと把握していただいて、そ

れで補聴器を着けていただく。補助を付けていただくということも含めて是非進めていただきたいと思っております。

ヒヤリンググループについてはですね、この前、敬老会もありましたけれど、やはりマイク使つて言つてることが、なかなかちよつと周りの方も聴こえないみたいなそんな感じもありました。

でもそういう方は、本当は補聴器を着けた方がよいとは思ってすけども、なかなかそうはいつていない状態ですけれども、補聴器を着けてもやつぱりそういう集団の所にいくと雑音がたくさん入ってくるので、きちんと聴こえないという状況もありますのでね、ヒヤリンググループを付けていただくのと安心してそういう人が集まる所にも高齢者が出かけられるという、高齢者の社会参加にも大変繋がって来るといふふうに思っておりますので、是非これからの検診で検討していただきたいと思っております。

以上です。

●町長

1点目の難聴者対策これは、今、国の方では、高齢

者も社会参加をとにかく長い間、社会貢献するという、また年金をどんどん遅らせることとの関わりの中でですね、やはり体力あつてのものなんで、ここはやはり国の役割分担また地方の役割分担しつかりそこを分担することによって、この人口減対策を含めた中で、高齢者の生きがいづくり、社会地域貢献、これをどういうふう構築していくのかつていうのが、これからの寿都町また日本全体の課題でないかなとふうにも私も捉えておりまして、その点については真摯に受け止めてですね、国に対して要請するものは要請していく、地元でできるものはしつかりやつていくと、その二方向で「認知症になりにくいまちづくり宣言」、全道で最初に宣言した町でありますので、名前にふさわしい対策をしつかりしていきたいなというふう思っています。

以上です。

環境 「地域のエネルギー活用を町民とともに」について

幸坂 順子 議員



■質問
寿都町エネルギー勉強会が、4月以降3回行われております。

内容は国のエネルギー政策を学ぶということで、町長は洋上風力に強い関心を示しておられ、寿都沖に洋上風力を開設するよう国に働きかけていきたいとの意向を示しておられます。

私も洋上風力に反対するものではないですが、昨年9月のブラックアウトを経験し、自前で風力発電を

が必要になりますので、既存の送電網を地域で活用できるよう国に働きかけることが必要です。町長にはそこに力を入れていただきたいと思えます。

また、再生可能エネルギーを地域の産業として進めるには、住民の参加も必要です。住民とともに学び研究する場を作ることが、住民と共働の町づくりを町長が提唱されておりますが、この町づくりに繋がらないではないでしょうか。以上質問いたします。

●町長

幸坂議員の御質問にお答えします。

地域のエネルギー活用に関する質問につきまして、世界的に地球温暖化が大きな問題として叫ばれる昨今において、本町でも基幹産業である漁業に影響が出始め、また、昨年の胆振東部地震によるブラックアウトや本年9月9日に上陸した台風15号による関東地域での強風や長期停電等の被害など自然災害対策が大きな課題であり、温暖化対策となるクリーンエネルギーの活用や、災害に強い町づくりについて、2020年度から始まる第

8次寿都町総合振興計画に反映するため、寿都町エネルギー勉強会を4月以降3回開催してまいりました。

勉強会の主な内容につきましては、国のエネルギー政策や本町が取り組むエネルギー政策と洋上風力を含めた今後の活用について、北海道経済産業局に講師を依頼し、本町の各産業団体・議会議員の皆様と共に、学びと情報共有をさせていただいているところではあります。

本町は、これまで風力発電を活用した町づくりを行ってまいりましたが、昨年の地震では、風車を動かしたくても動かすことができない状況の中、27時間以上に及ぶブラックアウトを経験し、災害時に電力会社の供給が止まった場合、地域資源である風力を少なくとも、公共施設への電力供給に使用することができなければと感じたところでありました。

しかしながら、自前の電力供給のため、既存の送電網を地域で活用することは、現行の制度や資金面、更には技術的にも現段階では困難であり、ライフラインの確保や主要施設等への電力供給として、非常用発

電機による停電対策を含めた各種災害対策につきまして、今年度、整備の防災センターを拠点とした、これまで以上の体制を確立してまいりたいと考えております。

本町に潜在的に既存する再生可能エネルギーとして、陸上風力をはじめ洋上風力や木質バイオマス、地中熱ヒートポンプなど温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギーの導入は、国においても重要な政策課題となっており、様々な財政措置がありますので、今後エネルギー勉強会の中で、本町の施策に活用できる再生可能エネルギー導入の可能性の検討をはじめ、国や関係機関からの情報収集や検証・研究を産業団体・住民・議会・行政で進めていくと共に、国や関係機関に対しましても再生可能エネルギーの活用に係る技術革新など必要な要請を行ってまいります。

以上であります。

■再質問

エネルギーの問題ですけれども、先ほど町長もおっしゃいましたけど、台風15号による影響で、停電がいまだに千葉では続いている

という状況です。これはやはり大規模発電所で作られた電気が地方に送られてくるので、その途中で何かあつたら電気が来ないというのが今回の状況だと思えます。

だから地元で作った電気を地元で使うというシステムを作つて行けばこんなこと、停電が長引くということも無くなると思えます。

地球温暖化で最近の自然災害というのは、いつも想定外と言われておりますけれども、もう想定外では済まないそういう災害が来るんだということを考えて、準備をしていく必要があると思えます。

次に、その地産地消の問題で、漏れバケツ理論というのがあります。地域に入ってきたお金は地域で使う、回して使うという考え方なんですけど、現在、寿都町は風車で発電した電気を北電に売り大変大きな利益を得て、その利益でいろいろな町の施策も行われ、診療所の運営など大変重要な施策を行つているところであります。これは本当にすばらしいことだと思つております。

一方で町民は、電気代を

北電に払い続けています。この金額も計算されていませんので、かなりの額になると思います。更にガソリン、灯油など販売店に多少のマージンは残りますが、町民が支払った金額の多くは町外に流出しています。地域経済を活性化するためには、この漏れバケツの穴を塞ぐことが必要です。自然エネルギーは電気だけでなく、木質バイオマスは熱エネルギーとして利用することが有効だといわれております。地域にある資源を使って、地域で使うエネルギーを作る、これはSDGs持続可能な開発目標にも合致しております。作って売ることももちろん大切ですが、これからの社会は地域で使っていくことが重要になると思います。このことについて町長のお考えをお聞かせください。

以上です。

●町長

エネルギー問題は本当に近年の災害をみますとですね、大規模の電力こそその弱さというの、まざまざと昨年の北海道、また、今年の千葉県これで証明されたんじゃないかなってふうに

私も思っております、これからはやはり小規模でもできる体制づくり、これも地方で独自でできる話ではございませんので、国としっかり連携をしてですね、水素を含めたいろいろなエネルギーの地産地消をもっと進めていく必要があるというふうに私も考えております。

今、風力発電、本町も20年経過した風車を地域でどうやってこれを継続して使っていくか、これは、今、ハウス栽培にも一つの例として利用していかなければなりませんし、これらもつと出力の大きいものが出てきた中で、これを地域にどうやって生かしていくかというのも一つの課題としてありますので、この点についても、国、また、地域のいろいろな関係機関と共有しながら地元にとって有効な形で進めていきたいなというふうに考えていますので、今後、議会の皆さんとも協議を進めながら、良い形で地産地消に努力していきたいと考えております。

■幸坂議員

どちらの質問も前向きな



姿勢の答弁をいただきました。地産地消の取り組みは本当に夢のある話ですので、町民の理解を得ながら、共に進めることが寿都の希望のある町づくりにも繋がっていくと思いますので、本当にこれから真剣に取り組

んでいけたらなと思っております。町長にも是非よろしくお願ひしたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。

令和元年 第5回臨時会

令和元年第5回臨時会は、改選後の初議会として10月21日に招集され、会期を1日と定め、選挙6件、同意案1件、単行議案2件を審議し、平成30年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員会に付託し、同日閉会しました。

◆選挙結果及び議会構成については、町広報誌11月号に掲載しておりますので、割愛させていただきます。

《単行議案》

- ◆地域コミュニティセンター整備工事請負契約・・・令和元年10月17日仮契約に付した、地域コミュニティセンター整備工事請負契約を締結するために議決したものです。
- ・契約の方法
指名競争入札
- ・契約の金額
5千830万円
- ・契約の相手方
川島・大山経常建設共同企業体
- 代表者 株式会社川島組
代表取締役 川島一恵

- ◆子育て支援住宅整備工事請負契約・・・原案可決
令和元年10月17日仮契約に付した、子育て支援住宅整備工事請負契約を締結するために議決したものです。
- ・契約の方法
指名競争入札
- ・契約の金額
5千60万円
- ・契約の相手方
寿都郡寿都町字大磯町43番地
青木組
代表 青木廣志

《決算認定》

- ◆平成30年度各会計決算認定(決算特別委員会へ付託)
平成30年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について提案がなされ、議員9名全員で構成される決算特別委員会を設置し審議することとなりました。
- 同委員長に沢村國昭委員、同副委員長に幸坂順子委員が互選されました。

総務常任委員会所管事務調査を実施

第2回定例会において承認された、総務常任委員会の町内所管事務調査を9月2日に開催し、寿都小・中学校の空調設備設置後の学習環境について調査を行い、学校管理者並びに教育委員会、町担当者より説明を受けた。調査結果としては、両校ともに夏季期間の高温多湿な環境状況の著明な改善が認められた。今後は、冬季期間の既存暖房との併用により、更なる学習環境の改善と費用の圧縮が期待される。



産業常任委員会所管事務調査を実施

第2回定例会において承認された、産業常任委員会の町内所管事務調査を9月2日に開催し、平成30年度実施の町内土木建築工事5か所について、町担当者出席のもと現地において調査を行い、工事施工状況は良好と確認いたしました。

◆調査箇所

- 1) 町立学校空調設備整備工事
- 2) 矢追新通り線新設工事
- 3) 簡易宿泊施設整備工事
- 4) 渡島新栄通り線整備工事
- 5) 渡島団地（高齢者住宅）整備工事



8月

- 3日 歌棄巖島神社祭典宵宮祭 (石澤議長)
- 4日 島牧村村長選挙当選祝 (石澤議長)
- 7日 全道林活議連連絡会令和元年度定期総会 (札幌市 石澤議長)
- 8日 寿都町エネルギー勉強会 (石澤議長、ほか議員多数)
- 9日 国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会 総会及び要望会
(余市町、小樽市、札幌市 石澤議長)
- 21日 例月出納検査 (沢村監査委員)
- 24日 湯出神社祭典宵宮祭 (石澤議長 ほか)
- 27日 南後志老人クラブゲートボール交流会 (石澤議長)
- 29日 後志町村議会議員研修会 (積丹町 全議員)

9月

- 2日 総務・産業常任委員会町内所管事務調査・全員協議会 (全議員)
- 5～7日 南部後志町村議会正副議長会中央要望 (東京都 石澤議長、木村副議長)
- 8日 寿都消防団演習 (石澤議長、ほか議員多数)
- 12日 議会運営委員会 (沢村委員長、山本副委員長、木村親志委員、木村眞男委員、
石澤議長)
- 13日 寿都町敬老会 (石澤議長、ほか議員多数)
衆議院議員 中村裕之政経セミナー (小樽市 石澤議長)
- 18日 第3回定例会・全員協議会
- 24日 例月出納検査 (沢村監査委員)
岩内町町長選挙当選祝 (石澤議長)
- 25～26日 平成30年度分決算審査 (沢村監査委員)

10月

- 5日 寿都中学校学校祭 (石澤議長、ほか議員多数)
- 6日 寿都小学校学芸会 (石澤議長、ほか議員多数)
- 9日 初議会打合せ
寿都町功労者表彰審議委員会 (石澤議長)
岩内寿都地方消防組協議会定例会 (岩内町 石澤議長)
- 17日 例月出納検査 (沢村監査委員)
- 18日 後志教育研修センター組合協議会定例会 (倶知安町 沢村議員)
- 20日 潮路小学校学芸会 (議員多数)
- 21日 第5回臨時会・全員協議会
- 23日 寿都町エネルギー勉強会 (小西議長、ほか議員多数)



後志町村議会議員研修会



南部後志町村議会正副議長会中央要望